

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第194号)

平成14年2月7日

横情審答申第194号

平成14年2月7日

横浜市長 高秀 秀信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条

第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成13年2月13日環保廃第326号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「三井化学株式会社の産業廃棄物排出状況報告書（平成10年度分及び平成11年度分）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「三井化学株式会社の産業廃棄物排出状況報告書（平成10年度分及び平成11年度分）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「三井化学株式会社の産業廃棄物排出状況報告書（平成10年度分及び平成11年度分）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成13年1月5日付けで行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）のうち、委託先の運搬者名・住所及び委託先の処理処分業者名・住所（以下「本件申立部分」という。）を非開示とした処分の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書のうち、本件申立部分については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第3号に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第3号本文の該当性について

一般的に法人は、社会の構成員として自由な事業活動が認められ、その活動を通じて社会全体の利益に寄与しており、そのため、その適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重され、保護されていなければならない。

本件申立文書に記録された委託先の業者名は、本件申立文書を横浜市に提出した三井化学株式会社（以下「本件排出事業者」という。）の取引先業者名であり、企業の取引先に係る情報は、これが明らかになった場合、事業活動その他正当な権利利益を害するおそれがあると推測される。例えば、取引先業者に持ち込まれた廃棄物の性状を調べれば製品や研究内容のデータを取得することも可能であると考えられる。当該情報の開示を行った場合、本件排出事業者に不利益が生じることは明らかである。

また、本件の場合、本件排出事業者のみならず、委託先の業者の取引先を明らかにすることでもあり、処理業者にとっては、顧客を明らかにすることである。これが同業者に明らかになった場合、競争上不利な立場になることは容易に想定され、本件排出事業者だけではなく、複数の企業に対し不利益を生じさせると認められる。

住所については、産業廃棄物運搬業者及び処分業者はその名称が不明であっても、住所さえ明らかになれば、業者名簿等から業者を特定することは容易である。仮に町名・地番等を非開示とし、市名・区名等を開示した場合であっても、産業廃棄物の処理業の許可は都道府県（保健所設置市においては市）でそれぞれ許可しており、その項目も取り扱う廃棄物の種類、処分方法、処理能力とさまざまであり、開示されている廃棄物名、発生量、処分方法に市名・区名等の情報をあわせて検索すれば、業者を特定することが可能な場合があるため、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第3号ただし書の該当性について

本件の場合、本件排出事業者がどこの業者に処理処分を委託しているかという情報は、違法又は不当な事業活動の記録等ではなく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。平成12年政令第243号による改正前のものをいう。）第6条の2に規定する委託基準を遵守して行っている処理についての情報であり、この情報を開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産が保護されるとは認められず、開示によって保護される利益はなく、同号ただし書には該当しない。

4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 非開示部分の開示により、本件排出事業者に営業上の著しい不利益をもたらすとは思えない。
- (2) 本件排出事業者は、農薬や化粧品、プラスチック製品などの製品製造に関する事業所の研究機関であり、廃棄物には有害化学物質が含まれる可能性が大である。平成6年に処理目的で設置された施設で焼却せず外部委託した有機塩素系廃油、揮発油及び廃プラなどの焼却灰（特定有害）について処理及び委託先について住民に明らかにすべきである。
- (3) いたち川のダイオキシン高濃度汚染の可能性を否定できない点から、当該企業の営業上の利益よりも、処理処分の過程を明らかにすることによる住民の安全が優先されるべきである。
- (4) 企業の権利利益よりも住民の健康が優先された実例として、本件とは少し内容が異なるが平成12年11月2日に、神奈川県情報公開審査会により株式会社エンバイロテックの情報の公開が答申がされている。
- (5) 処分理由説明書中の取引業者に持ち込まれた「廃棄物の性状を調べれば…」については納得しかねる。申立人は、廃棄物の内容について公開を求めているのではない。

5 審査会の判断

(1) 産業廃棄物排出状況報告書について

横浜市では、産業廃棄物の年間発生量の推計や処理実態を把握することにより、産業廃棄物の適正処理、減量化・資源化施策を展開する際の基礎資料にするため、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則（平成5年2月横浜市規則第5号。以下「規則」という。）第40条第3項により、産業廃棄物の排出事業者に対して、毎年度ごとに産業廃棄物排出状況報告書（規則第46号様式）を横浜市長に提出することを義務付けている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、本件排出事業者が、規則第40条第3項の規定に基づき横浜市長に提出した、平成10年度及び平成11年度の産業廃棄物排出状況報告書（規則第46号様式）である。

本件申立文書には、年度ごとに、本件排出事業者において発生した産業廃棄物の名称、発生源、発生量、構内中間処理（方法及び残さ量）、委託先の運搬者（名称、所在地及び許可番号）、構外中間処理、最終処分又は資源化・再利用に係る方法、処理処分業者（名称、所在地及び許可番号）、処理料金、記入者氏名及び届出者である本件排出事業者の代表者の印影等が記録されている。

(3) 当審査会の判断部分について

実施機関は、本件処分により、本件申立文書に記録された委託先の運搬者（名称、所在地及び許可番号）、処理処分業者（名称、所在地及び許可番号）、処理料金、記入者氏名及び届出者である本件排出事業者の代表者の印影の部分を開示しているが、申立人は、2で述べたように、本件申立部分に限って開示を求めているものであるから、以下当該部分を開示とした決定の妥当性について判断する。ただし、運搬者及び処理処分者の許可番号については、当該業者の名称と一体のものであることから、併せて判断することとする。

(4) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号アでは、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立部分については、本件排出事業者、委託先の運搬者及び処理処分業者のそれぞれの取引先に関する情報であって、これを開示すると、本件排出事業者の事業活動その他正当な権利利益を害するおそれがあり、また、委託先の運搬者及び処理処分業者にとっても、これが他の同業者に明らかになった場合、競争上不利な立場になることが容易に

想定されるため、本号アに該当するとしている。

ウ 一般的に、法人等の取引先に関する情報は、当該法人等の事業活動の内容、規模、顧客の開拓等を具体的に把握できる情報であるため、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

本件申立文書に記録された委託先の運搬者名及び処理処分業者名（それぞれの所在地及び許可番号を含む。以下同じ。）は、本件排出事業者並びにその委託先の運搬者及び処理処分業者にとってそれぞれの取引先の名称等を明らかにする情報であるから、以下このような情報の本号該当性について個別に検討する。

エ 本件排出事業者にとっては、その委託先の運搬者名及び処理処分業者名に関する情報は、その主たる事業活動の機密に属する事項を明らかにするものではなく、事業活動の結果生じた産業廃棄物の運搬又は処理処分の委託先がどこであるかを特定する情報であると考えられる。

したがって、その限りにおいては、当該処理処分等にかかわった委託先の運搬者名及び処理処分業者名を開示しても、そのことによって本件排出事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

オ 他方、運搬者及び処理処分業者にとっては、本件排出事業者の産業廃棄物の処理処分等を受託している事実自体が、その主たる事業活動の内容に関する情報であると考えるのが相当である。

さらに、本件排出事業者以外にも多数の排出事業者が、それぞれの意思で任意に産業廃棄物の処理処分等を外部の業者に委託しているであろうことを併せて考慮すると、その委託先の運搬者名及び処理処分業者名を開示することは、結果的に、当該運搬者及び処理処分業者がその事業活動の過程で自ら開拓し、取引している排出事業者名等に関する情報を開示することとなり、そのことによって、他の業者との間で競争上不利な立場になるなど事業活動を損なう可能性があることは否定できない。

カ したがって、本件排出事業者の委託先の運搬者名及び処理処分業者名は、本号アに該当する。

(5) 条例第7条第2項第3号ただし書の該当性について

ア 条例第7条第2項第3号ただし書では、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」として、条例上保護すべき法人等に関する情報であっても、公益上の必要性が認められる場合は開示することを規定している。

ここで規定する「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」とは，一般的に，事故や災害等による危害の発生を未然に防止し，現に発生している当該危害を排除し，若しくは当該危害の拡大を防止し，又は当該危害の再発を防止するために有用な情報を指すと考えられる。

イ 本件申立文書に記録された情報のうち，産業廃棄物の名称，発生源，発生量，構内中間処理（方法及び残さ量）及び構外中間処理，最終処分又は資源化・再利用に係る方法については，本件処分により既に開示されており，これらの情報によって，本件排出事業者が排出している産業廃棄物の種類，量目及び処理処分の方法等が明らかとなっている。

そうであるとすれば，当該処理処分にかかわった委託先の運搬者名及び処理処分業者名は，本号ただし書に規定する公にすることが必要であると認められる情報に該当するとはいえない。

したがって，委託先の運搬者名及び処理処分業者名に関する情報は，本号ただし書に該当しない。

(6) 結 論

以上のとおり，実施機関が，本件申立文書のうち，委託先の運搬者名・住所・許可番号及び委託先の処理処分業者名・住所・許可番号の部分を条例第7条第2項第3号アに該当するとして非開示とした決定は，妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年2月13日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成13年2月23日 (第240回審査会)	・諮問の報告
平成13年3月21日	・異議申立人から意見書を受理
平成13年8月24日 (第252回審査会)	・審議
平成13年9月14日 (第253回審査会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成13年10月12日 (第255回審査会)	・審議
平成13年10月26日 (第256回審査会)	・審議
平成13年11月9日 (第257回審査会)	・審議
平成13年11月22日 (第258回審査会)	・審議
平成13年12月7日 (第259回審査会)	・審議
平成13年12月21日 (第260回審査会)	・審議
平成14年1月11日 (第261回審査会)	・審議
平成14年1月25日 (第262回審査会)	・審議